

産業廃棄物処分業許可証

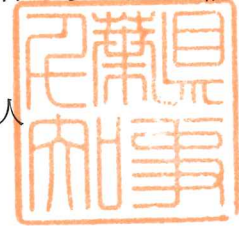
住 所 千葉県白井市折立 3 2 番地の 8

氏 名 株式会社フジコー

代表取締役 小林 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和 8 年 8 月 20 日

許可の有効年月日 令和 13 年 6 月 27 日

- 1 事業の範囲
許可証別紙 1 のとおり
- 2 事業の用に供する全ての施設
許可証別紙 2、3、4、5、6 及び 7 のとおり
- 3 許可の条件
 - (1) 産業廃棄物の処理に当たっては、処理施設及び囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。
 - (2) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。
- 4 許可の更新又は変更の状況
平成 3 年 6 月 28 日 新規許可
令和 8 年 8 月 20 日 更新許可
- 5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

事業の範囲

(1) 事業の区分

焼却、破碎、堆肥化、圧縮、飼料化及び固液分離による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 焼却による中間処理に係るもの

- (ア) 廃酸、(イ) 廃アルカリ、(ウ) 廃プラスチック類、(エ) 紙くず、(オ) 木くず、
(カ) 繊維くず、(キ) 動植物性残さ、(ク) 動物系固形不要物
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、
(エ) 繊維くず、(オ) 動植物性残さ、(カ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
(キ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、
(ク) がれき類
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ウ 堆肥化による中間処理に係るもの

- (ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 紙くず、(エ) 木くず、(オ) 繊維くず、
(カ) 動植物性残さ、(キ) 動物系固形不要物、(ク) 動物のふん尿
(これらのうち、堆肥化可能なものに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

エ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず（廃プラスチック類の付着物に限る。）、
(エ) 繊維くず、(オ) 金属くず
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

オ 飼料化による中間処理に係るもの

- (ア) 動植物性残さ、(イ) 動物系固形不要物
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

カ 固液分離による中間処理に係るもの

- (ア) 廃酸、(イ) 廃アルカリ、(ウ) 廃プラスチック類、(エ) 金属くず
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数 量	設 置 場 所
破碎施設 (1) (施行令第7条第7号) (平成14年7月5日、第14-4-1-104号)	廃プラスチック類 10 t/日 (1 t/時×10時間) 金属くず 12.6 t/日 (1.26 t/時×10時間) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず (グラスウール、 ロックウール) 27 t/日 (2.7 t/時×10時間) 紙くず、ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず (石膏ボード) 40 t/日 (4 t/時×10時間) (平成30年3月16日)	1	千葉県白井市 折立字前原 32番21、 32番22、 字横堀 31番7
圧縮施設 (1)	廃プラスチック類、紙くず 6 t/日 (平成14年11月11日)	1	
廃プラスチック類及び金属くずの 受入保管施設	15m ² 10m ³	1	
廃プラスチック類及び金属くずの 破碎後保管施設	8.0m ³ (コンテナ)	1	
紙くず、ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くずの破碎 後保管施設	8.0m ³ (コンテナ)	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数 量	設 置 場 所
廃プラスチック類及び 産業廃棄物の焼却施設 (バイオマスガス化発電施設) (施行令第7条第8号及び 第13号の2) (令和2年3月19日、 第2019-1、2-497号)	混 焼 60.0 t/日 (2.5 t/時×24時間) 廃プラスチック類 26.7 t/日 (1.114 t/時×24時間) 紙くず 60.0 t/日 (2.5 t/時×24時間) 木くず 58.0 t/日 (2.415 t/時×24時間) 繊維くず 58.0 t/日 (2.418 t/時×24時間) 動植物性残さ 0.24 t/日 (0.01 t/時×24時間) (令和2年6月4日)	1	千葉県白井市 折立字前原 32番8、 32番21、 32番22
破碎施設(3) (施行令第7条第7号及び 第8号の2) (令和5年4月25日、 第2023-2-523号)	廃プラスチック類 85 t/日 (8.5 t/時×10時間) 紙くず 117 t/日 (11.7 t/時×10時間) 木くず 120 t/日 (12 t/時×10時間) 繊維くず 102 t/日 (10.2 t/時×10時間) 動植物性残さ 74 t/日 (7.4 t/時×10時間) (令和6年5月17日)	1	
廃プラスチック類、木くず、 紙くず、繊維くず及び 動植物性残さの保管施設	149m ² 1,841m ³	1	
金属くずの保管施設	2.0m ³ (コンテナ)	1	

(以下余白)

許可証別紙4

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数 量	設 置 場 所
破碎施設(4) (施行令第7条第8号の2) (平成30年9月6日、 第30-1-481号)	がれき類 160 t/日 (20 t/時×8時間) ガラスくず、コンクリートくず及 び陶磁器くず 104 t/日 (13 t/時×8時間) (令和2年6月2日)	1	千葉県白井市 折立字前原 32番7
がれき類、ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くずの処理前物保管施設	15m ² 53m ³	1	
がれき類、ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くずの処理後物保管施設	23m ² 82m ³	1	
金属くずの保管施設	0.8m ² 0.5m ³	1	
紙くず、ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの保管施設	65m ² 130m ³	1	
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの保管施設	68m ² 96m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙 5

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数 量	設 置 場 所
廃プラスチック類及び 産業廃棄物の焼却施設 (焼却施設) (施行令第7条第8号及び 第13号の2) (令和2年3月19日、 第2019-2-496号)	混焼 46.8 t/日 (1.95 t/時×24時間) 廃酸 9.6 t/日 (0.4 t/時×24時間) 廃アルカリ 9.6 t/日 (0.4 t/時×24時間) 廃プラスチック類 18.8 t/日 (0.784 t/時×24時間) 紙くず 43.2 t/日 (1.8 t/時×24時間) 木くず 41.3 t/日 (1.72 t/時×24時間) 繊維くず 41.3 t/日 (1.72 t/時×24時間) 動植物性残さ 43.2 t/日 (1.8 t/時×24時間) 動物系固形不要物 43.2 t/日 (1.8 t/時×24時間) (令和2年12月2日)	2	千葉県白井市 折立字前原 99番1の一部
破碎施設(2) (施行令第7条第7号及び第8号の2) (令和5年4月25日、 第2023-2-524号)	廃プラスチック類 85 t/日 (8.5 t/時×10時間) 紙くず 117 t/日 (11.7 t/時×10時間) 木くず 120 t/日 (12 t/時×10時間) 繊維くず 102 t/日 (10.2 t/時×10時間) (令和6年8月29日)	1	
圧縮施設(2)	廃プラスチック類 34.9t/日 (3.49 t/時×10時間) 紙くず 44.8t/日 (4.48 t/時×10時間) 木くず(廃プラスチック類の付着物に限る) 44.8t/日 (4.48 t/時×10時間) 繊維くず 44.8t/日 (4.48 t/時×10時間) 金属くず 155.4t/日 (15.54 t/時×10時間) (平成25年12月4日)	1	
金属くずの保管施設	8.0m ³ (コンテナ)	4	

(以下余白)

許可証別紙6

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数 量	設 置 場 所
廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず等の保管施設	174m ² 1,967m ³	1	千葉県白井市 折立字前原 99番1の一部
	105m ² 1,190m ³	1	
廃酸及び廃アルカリの 保管施設 (焼却専用)	20m ³ (タンク)	2	
焼却灰の保管施設	49m ² 96m ³	1	
ばいじんの保管施設	22m ² 88m ³ (フレコン)	1	
紙くずの保管施設	8.0m ³ (コンテナ)	1	
廃プラスチック類の保管施設	10m ³ (コンテナ)	1	
繊維くずの保管施設	8.0m ³ (コンテナ)	1	
廃プラスチック類の保管施設	8.0m ³ (コンテナ)	2	
廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、金属くずの 圧縮後保管施設	26m ² 106m ³	1	
紙くず、ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くずの保管 施設	8.0m ³ (コンテナ)	2	

(以下余白)

許可証別紙7

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数 量	設 置 場 所
飼料化施設 (発酵) (2)		動植物性残さ、動物系固形不要物 18 t/日 (4.5 t/6時×4 バッチ/日) (平成27年5月29日)	1	千葉県白井市 折立字横堀 31番1、 27番1、 23番3
発 酵 槽 (2) (飼料保管施設)		10.0 m ³ (タンク)	1	
		5.0 m ³ (タンク)	2	
原料受入ヤード (飼料化用・発酵(2)) (動植物性残さ・動物系固形不要物)		37 m ² 75 m ³	1	
原料受入ヤード (飼料化用・発酵(2)) (動植物性残さ・動物系固形不要物)		40 m ² 80 m ³	1	
飼料化施設 (発酵) (1)		動植物性残さ、動物系固形不要物 40 t/日 (20 t/24時間×2 基) (平成26年3月25日)	1	
発 酵 槽 (1) (飼料保管施設)		20.0 m ³ (タンク)	2	
原料受入ヤード (飼料化用・発酵) (動植物性残さ・動物系固形不要物)		35 m ² 48 m ³	1	
固液分離施設		30 t/日 (2.5 t/時×12時間) (平成17年1月6日)	1	
飲料受入ヤード (廃酸・廃アルカリ・金属くず・ 廃プラスチック類)		21 m ² 43 m ³	1	
前 処 理	容器分離施設	24 t/日 (3 t/時×8時間) (平成20年4月4日)	1	千葉県白井市 折立字横堀 31番1、 27番1
堆肥化施設 (バイオガス発電施設を含む)		60 t/日 (2.5 t/時×24時間) (平成12年8月8日)	1	
原料受入ヤード (堆肥化・発電用)		46 m ² 86 m ³	1	
堆肥保管ヤード		37 m ² 52 m ³	1	

(以下余白)